

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、お客様、社員、株主・投資家の皆様、お取引先様、事業パートナー、地域社会・国際社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを基本とし、お客様のタイムリーな商品価値向上にお役に立つビジネスパートナーとして「高信頼高品質」、「技術提案力」、「コスト競争力」の継続的提供と環境・社会への貢献を図り、利益と成長を実現することを経営理念としております。

当社は、事業規模や事業内容を勘案し、新たな機関設計である監査等委員会設置会社に移行することによって、監査等委員である取締役を通じた監査・監督機能を一層強化し、ガバナンス体制の更なる強化という社会的要請に応え、会社の持続的な成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

更に当社はコーポレート・ガバナンス体制の強化といった社会的な要請と当社グループの更なる成長に向け、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することで執行責任を明確化すると共に、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しており、職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、役員・統括部長等の指揮命令系統、職務権限・責任を明確に規定しております。また、ビジネスユニット制を採用し、開発・製造・品質保証体制を子会社まで含め、一貫して管理する組織体制にし、取締役会、経営会議、各種委員会の機能・位置付け等を明確に規定し、経営を適正かつ効率的に行うことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指してまいります。

当社は、取締役会は原則として毎月1回開催し、重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても議論し、具体的な対策等が決定されております。このほか毎月2回、執行役員により意思決定を行う経営会議を開催し、経営全般に関する日常的事項及び品質・環境等のリスク管理に関する事項の報告、協議並びに事業活動における法令遵守について、常勤役員の共通認識と意思決定の迅速化を図っており、必要に応じて顧問弁護士等のアドバイスを受けながら、事故発生時において影響を最小限に止めるよう体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2 株主総会における権利行使】

（補充原則1-2-4）

議決権行使のプラットフォームの利用や招集通知の英訳については、総株主数並びに、機関投資家及び海外法人等の持ち分を鑑み現在は行っておりませんが、今後の推移を踏まえ、将来的に検討してまいります。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

現在、当社の累積損失は相当額に上っており、毎期の利益をもってこれを解消することは容易ではないものの、各種の対策を実行する前提となるものが収益性と成長性であると考えております。喫緊の課題としてまずは収益性の更なる改善を図り、借入金の圧縮、累積損失の解消を行い、財務基盤の安定化を目指してまいります。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

（補充原則4-1-2）

当社中期計画につきましては、内部目標として作成しておりますが、公表は行っておりません。本中期計画(内部目標)につきましては、取締役会において計画の承認を行い、経営会議等で進捗状況や課題を報告し、その達成に向けて議論を行っております。

株主、投資家の皆様に対する情報開示といたしましては、中長期的な経営戦略(後述)を公表すると共に事業単年度毎の業績等の見通しを公表しております。中期計画の公表につきましては今後の課題といたしております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

（補充原則4-10-1）

当社では、独立社外取締役2名を選任しておりますが、指名・報酬等の重要な事項に対する決定に関する独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会は設置しておりません。独立社外取締役の関与の在り方については今後検討してまいります。

【原則4-12 取締役会における審議の活性化】

（補充原則4-12-1 取締役会における会議運営及び審議の活性化）

取締役会は、原則、月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査等委員である取締役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しています。

取締役会に上程される事項は、原則として経営会議(業務執行の最高意思決定機関)で事前に審議され、常勤取締役(常勤監査等委員含む)は、内容を熟知した上で、取締役会に出席しています。なお、それ以外の取締役に對し、事前に説明が必要な案件に関しましては、審議に先立ち、事前に資料を配布あるいは、内容を報告した上で、取締役会で改めて審議いただくこととしております。

取締役会関連以外の資料提供の充実ににつきましては、今後とも改善を図ることに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

・政策保有に関する方針

当社と保有先企業との継続的かつ良好な関係維持と収益性の向上を目的として株式を保有することを基本方針としております。

今後、そういった意義が薄れた際には現状方針にとらわれず、最適な保有方針を検討してまいります。

・議決権行使の基準

発行会社において、適切なガバナンス体制の構築を前提に、中長期的な企業価値の向上と株主利益を最大化するような経営が行われているか

どうかを総合的に判断して議決権を行使しております。

[原則1 - 7 関連当事者間の取引]

取締役が子会社等(完全子会社を除く)の社長等を兼務し、取引の相手方となって当社と取引をする場合など、取締役の競業取引や利益相反取引については、取引内容を示して取締役会の承認を受けることとしております。

また主要株主、関連会社等の関連当事者との取引は一般取引条件と同様に決定しております。

[原則3 - 1 情報開示の充実]

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

< 経営理念 >

当社グループは、お客様のタイムリーな商品価値向上にお役に立つビジネスパートナーとして「高信頼高品質」、「技術提案力」、「コスト競争力」の継続的提供と環境・社会への貢献を図り、利益と成長を実現してまいります。

< 経営方針 >

当社グループは、信頼に応えられるオンリーワン企業を目指すため、お客様へ差別化商品の提供による信頼と支持を獲得し、オープンでフェアな環境を整備し、チームワークと自己実現の徹底を図り、株主様の利益を守り、企業価値を高めてまいります。

< 中長期的な会社の経営戦略 >

当社は、企業の基礎力である収益性の改善を通じて、着実に収益を確保・拡大できる企業体質に転換することができました。今後とも、当社の事業規模を維持・拡大し、生産性等の効率化指標を一層改善していくことで、着実に収益性を改善し、お客様・株主の皆様及び従業員といったステークホルダーに報いてまいりたいと考えております。この実現に向けて当社は、次の3点に特に注力し、さらなる成長に努めてまいります。

1. 既存製品の強化

現在供給を行っている既存製品について、今後の成長性、収益性に照らし合わせながら将来においても成長が見込まれる分野における所要増加に対応して、積極的に資本を投下するとともに、リソースを集中することで事業拡大・収益向上を進めてまいります。また、収益基盤であるこれら既存製品の生産については、各製造拠点の生産性の改善やコストダウン等を強力に推進することで、企業基礎力の強化を行い、収益力の一層の改善を図ってまいります。

2. 技術開発/市場構造変化への対応と製造力強化

近年、お客様や市場からの要求が急激に変化しております。従来、お客様は独自に商品の企画・設計を行い、サプライヤーはそれに沿った部品の供給を行うといったビジネス形態でしたが、現在は、得意領域への集中による事業成長性と企業価値向上に舵を切るお客様が増加し、その結果としてハード設計や物づくりといった当社が得意とする領域を外出し、自らの集中領域や得意領域外のビジネスを外部リソースとの連携によるエコシステムを構成するパートナー型ビジネスモデルに転換するなどの変化が加速されていくものと考えております。このようなビジネス環境の変化により、我々サプライヤーも単なる製品供給から商品企画・開発段階からの参画、当社オペレーション機能の活用等、当社がお客様の機能の一部を担うパートナーとしてビジネスに参加し、お客様にとって最適な機能実現とリスク回避ができる提案を行ってまいります。

当社は製品の開発設計技術に加え、要素技術、プロセス技術、ソフト開発技術、設備開発技術を保有しており、更にはワールドワイドでの販売網やアジアでの生産拠点を構築しております。これらを有機的・横断的に組み合わせ、お客様が「やりたい」ことを実現する「事づくり企業」として貢献してまいります。

3. 成長市場への開発・製造リソースの転換・強化

世界的な広がりを見せている省エネや環境負荷低減といったテーマに対し、再生可能エネルギー発電、電気自動車、スマートメーター、直流給電等の新たな市場が成長しつつあります。当社もこれらのグリーン市場向けに、新製品の供給を始めております。

また、このようなグリーン市場向け新商品のみならず、アプリケーションの拡大が見込める様々な市場ニーズの変化に対し、当社は新商品をタイムリーに提供することで企業の社会的価値を高め、お客様や社会にとって必要なパートナーとなるべく、開発・製造の体制の転換を進めてまいります。

これまで注目を集めてきたIoTも概念から実用化への展開が進み、ニーズを特定してそれに見合うセンサープラットフォームを構成する形のビジネスとして具体化が加速されていくものと考えています。そのような組み合わせ型のプラットフォームのベースになるのが無線による繋がる技術であり、当社の無線モジュールです。各種センサーを組み合わせお客様ニーズに対応する組み合わせ型モジュールのベースとなる無線モジュールの新製品やSDK(Software Development Kit)の提供による新たなビジネス領域の拡大を通じて社会的ニーズの変化にも積極的に対応し、人にやさしい社会の実現手段を提供してまいります。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためにコーポレートガバナンス・コードが適用されましたが、当社グループもこのコードの諸原則の趣旨を十分に認識し、これに適切に対処してまいります。

基本的な考え方として、当社グループの持続的な成長を通じた企業価値向上に取り組み、その取組概要や内部統制につき株主をはじめとするステークホルダーと共有できる仕組みを構築してまいります。

また、コーポレートガバナンス・コードをベースとして、会社のあるべき姿を定め、これを市場と共有して目標達成に向けて経営理念・経営戦略・経営計画に従って行動することを基本方針といたします。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

< 方針 >

1. 経営理念や経営戦略の実践に基づいた報酬とします。

2. 取締役がそれぞれの担務に対して、強く動機づけられ、持続的な成長や短期業績並びに長期的な企業価値向上のために大きな貢献を生み出せる報酬とします。

3. ステークホルダーに対して透明性の高い報酬とします。

< 手続き >

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」)は、当社定款により、株主総会の決議によって定める、となっております。

報酬等の総額につきましては、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き並びに

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

<方針>

候補者本人の職歴、知見、実績を総合的に勘案して選任することとしております。

<手続き>

経営陣幹部(執行役員)、取締役候補については取締役会で担当役員が説明の上で、審議・決定することとしております。

<個々の説明>

取締役の選任・指名については、選任に際し、「株主総会招集ご通知」に添付の株主総会参考書類に個人の略歴及び、個々の選任理由を記載しております。

<社外取締役の選任について>

社外取締役の選任に関しましては、豊富な経験と高い見識をもとに社外の客観的な見地から経営の助言を得ること及び監視・監査体制の強化を目的として以下の選任基準に従って招聘しております。

社外取締役を選任するにあたっては、以下を選任基準としております。

- 1.当社のビジネスや当社の属する電子部品業界に精通していて、客観的で公正な観点から物事を判断できる人。
- 2.経営者として自身の培ってきた専門的な知識・経験等を持っている人。
- 3.実際に当社の取締役会に出席し、積極的に議論に参加し、意見を言っていた人。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1-1)

当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規則」において定めております。それ以外の業務執行の決定については、代表取締役以下の経営陣幹部に委任しており、その内容は、執行役員規程、経営会議規程、稟議規程等の社内規程において明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役2名を選任しておりますが、両名共、独立社外取締役として選定しております。現社外取締役に関しましては豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会においても、積極的に意見を述べており、社外取締役としての役割と責務を果たしていただいております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役を選任する際には、東京証券取引所の定める独立性基準並びに社外取締役の選任基準を踏まえ、選定しております。

【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-11-1)

当社は、現在監査等委員会設置会社を採用しており、監査等委員以外の取締役には6名(業務執行取締役5名、非業務執行取締役1名)が就任し、監査等委員である取締役は3名(社外役員2名(うち1名は常勤))が就任しており、それぞれの取締役は、各事業の経営や喫緊の課題に精通しており、社外取締役も含め、知識・経験・能力やグローバルな視点など、バランスのとれた構成となっており、現時点において迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切であると考えております。

(補充原則4-11-2)

社外取締役(監査等委員) 鈴木 洋二 富士通フロンテック社外取締役(監査等委員)

(補充原則4-11-3)

取締役会全体の実効性の分析・評価については各取締役の出席回数、各会の所要時間、議事録の充実、業績結果等を総合的に判断し実効性を確認しております。

その結果の概要の開示については今後の検討としてまいります。

【原則4-14 取締役のトレーニング】

(補充原則4-14-2)

新任の取締役に対しましては、外部機関が開催する新任取締役セミナーへの参加を義務付け、取締役に対しましては、富士通グループによるe-Learning(webによる法令順守、コーポレートガバナンス、情報管理その他事項に関する自席PCでの研修)や富士通グループ内の専門スタッフによるコンプライアンス等の教育機会を設けております。

また、取締役は常に積極的に経営に必要な情報を収集し、担務に必要な研鑽を行うことによって、自らの能力を高め、経営の場で活用していくことが求められているとの考えのもと、各取締役に対し、管理部門から各種セミナーやトレーニングの案内を行っております。

監査等委員については監査役協会に加盟しており、常勤監査等委員が情報収集と監査等委員に求められる機能と権限が発揮されるよう専門知識の習得を図っております。また、富士通グループ内において、監査等委員間で情報を交換・共有と種々のコミュニケーションの機会を設けることにより、監査・監督の質向上に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主の皆様との対話は最重要であるとの認識のもと、現在、四半期決算発表、適時開示を行っております。

機関投資家、報道機関の皆様に対しては、管理担当役員や総務部門・マーコム部門が積極的に対応しております。

株主の皆様との対話で寄せられたご意見・ご要望などにつきましては、適宜対応窓口である総務部門から経営陣や担当部門に対してフィードバックを実施し周知しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士通株式会社	11,201,866	76.56

松井証券株式会社	206,600	1.41
吉田 稔	144,000	0.98
株式会社みずほ銀行	125,400	0.85
滝口 初五郎	60,000	0.41
風間 悦子	56,400	0.38
堀越 德行	53,000	0.36
北愛知リース株式会社	49,400	0.33
齊藤 充弘	46,500	0.31
水戸証券株式会社	45,100	0.30

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	富士通株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 6702

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である富士通株式会社との取引条件の決定につきましては、一般取引条件と同様に決定しており、同社からの独立性は確保されているものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

1. 社内体制構築の方針
当社は、富士通グループにおいて、コンポーネント事業を独立して担っております。当社の主要販売市場である、情報通信・情報家電・産業機器及び車載機器市場等は技術革新の進展が急激であり、親会社グループ事業であるサーバ事業等との事業連携及び情報共有化により、事業の維持・拡大を図っております。
当社は、役員9名のうち、親会社から取締役2名(うち監査等委員1名)を招聘しており、2名とも豊富な経験と高い見識をもとに客観的な見地から経営の助言を得ること及び監査体制の強化を目的としております。なお、事業判断や経営判断においては、上場会社として当社の自主性・独立性が尊重されております。
2. 社内意思決定手続き
当社は独自の経営判断を行うことができる状況を担保するため、取締役会の構成においては親会社等からの役員、社員等の兼務取締役は2名程度としております。
親会社との取引については、取引条件ないし取引条件の決定方針を一般取引先条件と同様にすることを基本としており、特殊な取引を行う場合には、取締役会を経ることとしております。
3. 外部機関の利用等
当社は、監査機能の充実と客観的公正性を担保するため、親会社出身の社外取締役(監査等委員)のほか親会社以外からの社外取締役1名を招聘しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
池本 守正	他の会社の出身者											
鈴木 洋二	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池本 守正	○	○	1979年4月 富士通株式会社入社 2012年6月 同社経営監査室長 2013年6月 当社社外監査役 2014年6月 当社常勤監査役(社外) 2016年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現在に至る)	過去、当社の親会社富士通株式会社において経理・財務部門等を担当され、その知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任いたしました。

鈴木 洋二	○	○	1984年5月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)社員 2011年6月 新日本有限責任監査法人退職 2012年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現在に至る)	公認会計士として多くの企業の監査経験を有しており、コーポレート・ガバナンス充実の観点に立った質の高い監査が実現できるものと考え、招聘したものであります。 また、当社との間に特別の利害関係はなく、同氏が培った公認会計士としての専門知識、経験等を通じ、独立役員といたしましても一般株主の皆様との利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
-------	---	---	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

- 当社は監査等委員である取締役の職務を補助する社員を置いていないが、監査等委員である取締役から求められた場合には、取締役及び執行役員は監査等委員である取締役の要求する能力・知見を有する適切な人材を指名する。
- 上記1の具体的な内容は、監査等委員である取締役の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮したうえ、取締役及び執行役員と監査等委員である取締役が意見交換して決める。
- 上記2における業務がなされた場合、当該社員の報酬等人事に関する事項については監査等委員である取締役と事前協議のうえ決定する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、内部監査の結果について、取締役会への報告に加え、常勤監査等委員に対しても報告を行っており、重要な情報については、常勤監査等委員と相互に口頭もしくは電子メールにて情報交換を行う等、緊密に連携しております。また、一部の監査については常勤監査等委員と共に行い、連絡・情報交換ができる体制を構築しております。なお、非常勤監査等委員は、これらの報告及び状況について、常勤監査等委員から情報を入手しております。

会計監査人については、それぞれの監査における指摘事項等に関し、内部監査部門より常勤監査等委員に対し、随時報告を行う他、監査等委員会と会計監査人との間で適宜報告及び情報交換を行う連携体制を構築しております。

なお、当社の内部統制に係る業務については内部統制委員会が行い、その情報については内部監査部門を通じて常勤監査等委員や会計監査人と連絡・情報交換ができる体制を構築しております。また、非常勤監査等委員は、これらの状況及び内容について、常勤監査等委員から適宜情報を入手しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

-

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告において、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しています。

2017年度に係る取締役に対する報酬等の総額及び種類別の額

・取締役(監査等委員を除く)7名105百万円(基本報酬105百万円)

・取締役(監査等委員)3名20百万円(基本報酬20百万円(内、社外取締役20百万円))

注1 上記の金額には、使用人兼務取締役の使用人分給と19百万円は含まれてはおりません。

注2 上記の取締役の人数には、2017年6月23日開催の第16回定時株主総会の終結をもって退任した2名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2016年6月24日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役を除く(取締役報酬総額160百万円以内、監査等委員である取締役報酬総額80百万円以内とする決議を行っております。なお、定款に定める監査等委員である取締役を除く(取締役の員数は10名以内、監査等委員である取締役の員数は5名以内となっております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は社外取締役の職務を補助する社員を置いておりませんが、それぞれから求められた場合には、取締役はそれぞれの要求する能力・知見を有する適切な人材を指名することとします。

内部監査部門が、内部監査の結果について、取締役会への報告に加え、常勤監査等委員に対しても報告を行う等、緊密に連携しております。また、非常勤監査等委員は、これらの状況及び内容について、常勤監査等委員から適宜情報を入手しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役は、「執行役員規程」、「グループ運営規程」、「取締役会規則」、「経営会議規程」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、経営方針等の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現するべく取り組んでおります。

取締役会は、各取締役及びその他の職務執行者に毎月の決算報告/業務執行報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況、業務執行の監視・監督及び承認並びに重要事項の意思決定を行うこととしております。

このほか、健全な経営監督機能の構築と効率的な業務の遂行を目的として、毎月2回、常勤役員、執行役員、統括部長、監査部長等で構成される経営会議を開催し、取締役会の機能を補完すると共に、経営全般に関する日常的事項及びリスク管理に関する事項の報告、協議並びに事業活動における法令遵守について常勤役員の共通認識と意思決定の迅速化を図っております。

監査につきましては、当社及び子会社を含めて業務運営の実態を調査し、経営目標の達成に役立たせることはもとより、企業集団としてのコンプライアンスの充実を図ることを目的として、監査部を設置し、内部監査を行っております。業務監査として、製品開発、生産、品質、環境、情報等のリスク管理及びこれらにまつわるコンプライアンスについて、合理的かつ効率的に行われているか監査しております。また、業務規程等への文書化及び実際の運用が、諸法令に準拠して、妥当かどうか合わせて監査しております。内部監査のローテーションについては、社長承認を得た年度監査計画書に基づき、監査の対象となる部門等を決定し、グループを網羅的に行っております。

会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、中間期末に偏ることなく、期中に満遍なく監査が実施されております。新日本有限責任監査法人は、監査等委員会に対し、監査計画及び監査結果を報告しております。また、必要に応じて、意見交換等も行っております。

なお、2017年に当社の会計監査業務を実施した新日本有限責任監査法人所属の公認会計士は唐木秀明氏、大島崇行氏の2名であります。また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士10名及び会計士試験合格者等7名、その他13名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2016年6月24日の定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行する定款変更が決議されたことにより、当社は同日付を持って監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行により、監査等委員である取締役を通じた監査・監督機能を一層強化し、ガバナンス体制の更なる強化という社会的な要請に応え、会社の持続的な成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名及び監査等委員会3名(社外取締役2名、うち常勤監査等委員1名)の体制で取締役の業務執行の監督機能向上を図ってまいります。

また、監査等委員会制度に加え、執行役員制度を採用しております。取締役会は原則として毎月1回開催し、重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても議論し、具体的な対策等が決定されております。このほか毎月2回、執行役員により意思決定を行う経営会議を開催し、経営全般に関する日常的事項の決定及び報告、品質・環境等のリスク管理に関する事項の報告、協議並びに事業活動における法令遵守について、常勤役員の共通認識と意思決定の迅速化を図っており、必要に応じて顧問弁護士等のアドバイスを受けながら、事故発生時において影響を最小限に

止めるよう体制を構築しております。こうした事業運営の下では取締役会、監査等委員会、執行役員制度のそれぞれの持つ機能と役割が当社のコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるに適ったものであると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の1日前までの開催としております。
その他	株主総会終了後に、ご来場頂いた株主様に対し、当社取締役より当社の事業、製品の紹介を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	東京証券取引所における決算短信等の適時開示情報のほか、有価証券報告書、招集通知、注記表、株主向け報告書をホームページに掲載、提供しております。	
その他	IR活動の一環として、機関投資家、新聞社等の個別の取材申込みに随時対応することとしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「富士通コンポーネントグループミッション」として、当社グループとしてのステークホルダーに対するあり方を規定するとともに、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」を基本とし、ステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを当社グループの共通目標としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に準拠した環境マネジメントシステムにより、環境マネジメントを推進している他、当社グループにおける環境に対する取組みを当社ホームページにおいて、環境報告書として開示しております。 また、品質についても品質マネジメントシステムISO9001等を通じた、品質保証活動の取組みを行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

目的(内部統制/コーポレートガバナンスの基本理念)

当社グループは、お客様、社員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会・国際社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを基本とし、お客様のタイムリーな商品価値向上にお役に立つビジネスパートナーとして「高信頼高品質」、「技術提案力」、「コスト競争力」の継続的供給と環境・社会への貢献を図り、利益と成長を実現することを経営理念としております。

また、当社グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引き続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役および執行役員は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として、富士通グループの行動の原理・原則「FUJITSU Way」、当社グループとして定めた「富士通コンポーネントグループミッション」を遵守し、取締役および執行役員としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- 2) 取締役および執行役員は、継続的な教育の実施等により、社員に対し行動の原理・原則の遵守を徹底させるとともに、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- 3) 取締役および執行役員は、当社グループの事業活動に係わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- 4) 取締役および執行役員ならびに社員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反の恐れのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実を取締役会および監査等委員会に通知する。
- 5) 取締役および執行役員は、通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運用する。
- 6) 取締役会は、執行役員ならびにその他の職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役および執行役員は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定め、適当に保存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録およびその関連資料
 - ・取締役会議事録およびその関連資料
 - ・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
 - ・取締役および執行役員を決議者とする決議書類およびその関連資料
 - ・その他取締役および執行役員の職務の執行に関する重要な文書
- 2) 上記に定める文書は、少なくとも10年間は保存する。
- 3) 取締役および監査等委員である取締役は、職務の執行状況を確認するため、上記1)に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査等委員からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役および執行役員は、当社グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害する恐れのあるリスクに対処するため、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスク管理体制を整備する。
- 2) 取締役および執行役員は、当社グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
- 3) 取締役および執行役員は、上記2)で認識されたリスクおよび事業遂行上想定されるその他のリスクについて、未然防止対策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。
また、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、リスク管理委員会等を設置し必要な対策を実施するとともに、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。
- 4) 取締役および執行役員は、上記によって補足できないリスク情報の収集のため内部通報制度を設け、通報者の保護体制等を確保のうえ、これを運用する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、役員・執行役員・部門長等の指揮命令系統、職務権限・責任を明確に規定するとともに、ビジネスユニット制を採用し、開発・製造・品質保証体制を子会社まで含め、一貫して管理する組織体制にし、取締役会、経営会議の機能・位置付け、各種委員会の機能・位置付け等を明確に規定し、経営を適正かつ効率的に行う。
- 2) 当社は経営の監督機能を強化するため、社外取締役(監査等委員)を任用する。
- 3) 取締役は、「取締役会規則」、「経営会議規程」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務執行の決定を行う。
- 4) 取締役は、経営方針等の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- 5) 取締役は、事業の効率性を追求するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。
- 6) 取締役会は、各執行役員ならびにその他の職務執行者に毎月の決算報告/業務執行報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況、業務執行の監視・監督および承認ならびに重要事項の意思決定を行う。

5. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、当社グループ各社の取締役に対し、当社グループの企業価値を最大化することを目的に、上記の1.から4.に定めるグループとしての効率のかつ適法・適正な業務を遂行する体制の整備に関する指導・支援を行う。
- 2) 当社は、上記1)を具体化するため、グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方等を規定した「富士通コンポーネントグループ運営規程」を制定する。
- 3) 当社取締役および執行役員ならびにグループ会社の取締役は、定期的な経営会議等を通じて当社グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。
また、当社グループの監査等委員である取締役は経営会議、各社の取締役会等を通じて、監査の視点からの当社グループにおける課題の確認等を行う。
- 4) 当社取締役および執行役員ならびにグループ会社の取締役は、上記3)によって抽出された経営目標達成に向けた課題の解決のために必要

な施策について、十分な協議を行ったうえでこれを実施する。

5) 当社の内部監査組織は、当社グループ全体に関する内部監査を実施し、その結果を定期的に当社および当該グループ会社の取締役会および監査等委員である取締役に報告する。グループ会社に関する事項のうち重要な事項については、当社の取締役会および監査等委員会に報告する。

6. 監査等委員である取締役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 当社は監査等委員である取締役の職務を補助する社員を置いていないが、監査等委員である取締役から求められた場合には、取締役および執行役員は監査等委員である取締役の要求する能力・知見を有する適切な人材を指名する。

2) 上記1)の具体的な内容は、監査等委員である取締役の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮したうえ、取締役および執行役員と監査等委員である取締役が意見交換して決める。

3) 上記2)における業務がなされた場合、当該社員の報酬等人事に関する事項については監査等委員である取締役と事前協議のうえ決定する。

7. 当社グループの取締役、執行役員および使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制、その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1) 当社取締役および執行役員ならびにグループ会社の取締役は、監査等委員である取締役に重要な会議への出席の機会を提供する。

2) 当社取締役および執行役員、グループ会社の取締役ならびに当社グループ社員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または業務執行に関して重大なコンプライアンス違反となる事実を認識した場合、直ちに監査等委員である取締役に報告を行う。また、当社取締役および執行役員ならびにグループ会社の取締役は、監査等委員である取締役へ報告を行った当該報告者に対し報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

3) 当社取締役、執行役員およびグループ会社の取締役ならびに社員は、定期的に監査等委員である取締役に対して職務執行状況を報告する。

4) 内部通報規程に基づき、監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない体制を確保する。

8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査等委員である取締役の職務執行に関して生ずる費用については、所定の手続きにより会社が負担する。

9. 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 当社取締役および執行役員ならびにグループ会社の取締役は、定期的に監査等委員である取締役と情報交換を行う。

2) 内部監査組織は、定期的に監査等委員である取締役に監査結果を報告する。

3) 監査等委員である取締役は、会計監査の結果等について会計監査人との窓口担当部長より随時報告を行わせるとともに会計監査人と定期的に情報交換を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、当社グループを取り巻くステークホルダーに対して責任を負っていること、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害等の不祥事が発生した場合、当社グループに対する信頼が著しく損なわれ、その信頼回復は容易くないことを認識し、反社会的勢力による経営活動への関与や不当な要求に対して適正に対処してまいります。

当社グループでは、企業倫理基準を制定しており、反社会的勢力に対し、下記に従い対応することとしております。

1) 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。

2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

3) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会勢力による不当要求は拒絶する。

4) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽する取引を絶対に行わない。

5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から対応を行う。

6) 反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

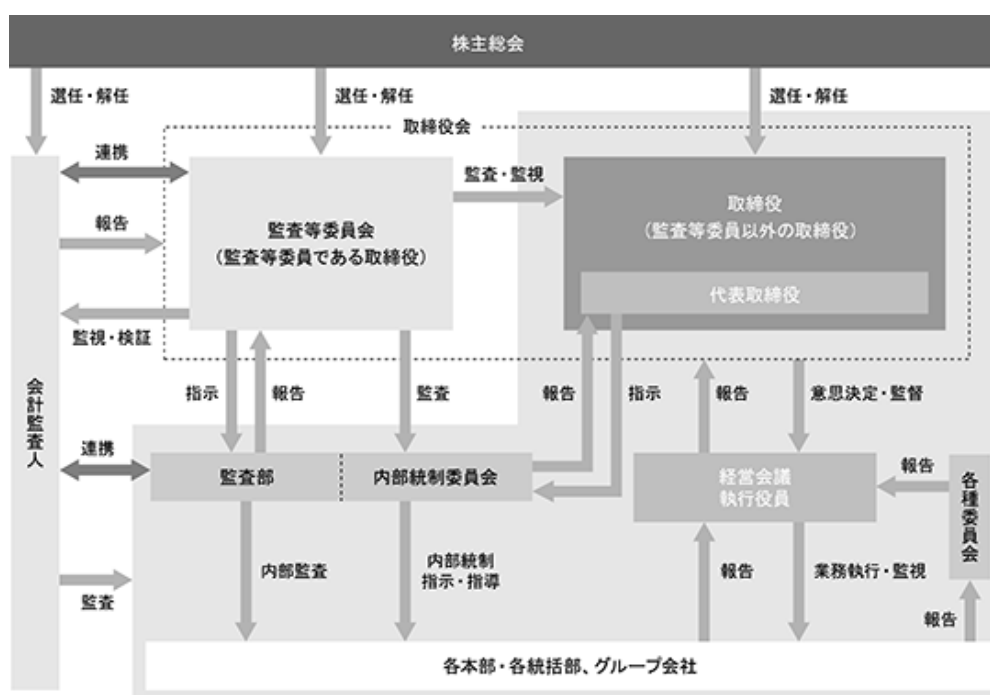
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を特に定めておりません。
なお、会社の支配に関する基本方針のあり方については重要な経営課題であると認識しており、事業成長性の確保と企業価値の最大化を目指して、関係当局の見解、判断及び社会動向を注視しながら継続して検討をしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制概要

